

奈良県告示第九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年六月十六日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
きらら薬局白庭台店	生駒市白庭台六一八―七	平成二十八年十二月三十一日
しあわせ薬局小泉店	大和郡山市小泉町八〇八番地	平成二十九年三月三十一日
しあわせ薬局片桐店	大和郡山市新町三〇五―八六	平成二十九年三月三十一日
有限会社奈良保健共同企画みどり薬局	北葛城郡河合町大字穴闇八四番八	平成二十九年三月三十一日
有限会社奈良保健共同企画あおば薬局	大和高田市日之出町一一一〇	平成二十九年三月三十一日
あおば薬局大福店	桜井市大字大福二三八―一一	平成二十九年三月三十一日
あしび薬局生駒店	生駒市本町七―一一	平成二十九年三月三十一日
コーヨー薬局	香芝市真美ヶ丘六一〇 エコ	平成二十九年三月三十一日

				西村クリニック	ール・マミ南館二階	三十一日
			小向井歯科クリニック	大和高田市大字築山一四の四	平成二十九年三月三十一日	
		かまだ医院	香芝市鎌田四六四―三	生駒郡平群町大字椿井七三四番地の一	平成二十九年三月三十一日	
	藤本歯科医院		宇陀市榛原榛見が丘一―一二―一〇		平成二十九年三月三十一日	
キタ薬局			香芝市瓦口二二八二		平成二十九年三月三十一日	